

## 第1編 分権型行政システムを目指して

市町村合併が現実のものとして進展し、基礎自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある一方で、国、地方を通じた厳しい財政状況に対応した、より効率的な行政体制が求められている。

地域の自主性を生かすことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、国、県、基礎自治体や行政と民間との新しいパートナーシップの下で、行政サービスが最も効率的、効果的に提供される「分権型行政システム」の構築を目指すべきである。

また、新たなシステムの中で、県が広域自治体としての役割を果たしていくための、道州制など新しい枠組みを検討しなければならない。

### 1 分権改革の必要性

#### (1) 中央集権型行政システムの制度疲労

明治以来の中央集権型行政システムは、急速な近代化と経済発展に寄与してきた面もあるが、権限・財源・人間・情報を過度に中央に集中させ、地方の活力を奪ってきた点や、全国画一の統一性と公平性を重視するあまり、地域的な諸条件の多様性を軽視し、地域ごとの個性を発揮できないといった弊害もある。こうした弊害を是正し、変動する国際情勢や国内の環境変化に的確に対応するためには、国は国家の存立に関わる課題に重点的に取り組み、地域の問題は地方が主体的に取り組むべきである。

#### (2) 個性豊かな地域社会の形成

国民の価値観の多様化を踏まえれば、一定以上の行政サービスは、地域住民のニーズに応じて、地域住民の自主的な選択に委ねるべきであり、それによって、地域の自然、歴史、文化に即した個性豊かな地域社会の形成が可能となる。

#### (3) 少子・高齢化と人口減少社会への対応

他国に類をみない急激な少子・高齢化が進み、人口減少社会へ移行していくという大きな変革期を迎えている。こうした人口構成の急激な変

動に対応して各種サービスが適切に提供されるためには、行政だけでなく民間も含めて多様な主体の参画を得るとともに、国の省庁の縦割りを排除した総合的な施策展開が必要である。

このため、住民に身近で総合行政が可能な地方において、その創意工夫を生かしながら、民間とのパートナーシップの下で、少子・高齢化社会に対応していく必要がある。

#### **(4) 国、県、市町村を通じた危機的な財政状況**

国と地方の長期債務残高は700兆円の巨額に上るなど、国、県、市町村を通じて危機的な財政状況にある。今後、少子・高齢化がさらに進行し、従来のような右肩上がりの経済成長は見込めない中で、既存の制度や政策を維持することは、財政的に困難な状況にある。

#### **(5) 市町村合併の急速な進展**

全国的にも市町村合併が進んでいるが、特に本県においては、平成14年度当初86あった市町村が、合併により、平成17年3月末までに3分の1程度に減り(中国地方全体でも318が110程度に減少)、さらに大半が市になるため、広島県人口の9割以上は、市に属することになるなど、基礎自治体の状況が大きく変わることになる。

## **2 目指すべき分権型社会**

### **(1) 分権改革の理念**

地方分権は、国民が真に「ゆとりと豊かさを実感できる社会」の構築を目指し、国民福祉の増進に向かって、行政を展開する上で、国及び地方自治体が分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることである。

### **(2) 地域づくりの総合的な行政主体としての基礎自治体**

住民の多様なニーズに対応するためには、住民に身近な行政サービスは、住民に身近な地方自治体において、自己決定・自己責任により提供し、地域の創意工夫により個性豊かな分権型社会が構築される必要がある。合併によって広域化し、幅広い事務と権限を持った基礎自治体が、財政的にも自主性、自立性を増し、住民に身近な行政を総合的に担う自

己完結型自治体へと転換し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する主体となるべきである。

### **(3) 広域自治体としての都道府県**

基礎自治体に大幅な事務・権限の移譲を行う一方で、国の本来の役割である国防，外交，通貨，司法などを除いた事務を幅広く担う広域自治体として、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成する主体となるべきである。

このため、国からの権限移譲の受け皿としての規模・能力を備え、より広域的な行政需要に的確に対応するとともに、国・都道府県間の二重行政の解消によって効率的な行財政運営が行える体制整備を図るため、都道府県のあり方を抜本的に見直し、新たな広域自治体の構築を目指すべきである。

### **(4) 分権時代における税財政のあり方**

真に地方の自主性，自立性を確立するためには、地方税財源の確保が欠かすことのできない課題である。現在、三位一体の改革で、国庫補助負担金の縮減と国から地方への税源移譲，地方交付税の改革が行われているが、なお地域間の税財源の偏在など課題も多い。

地方自治確立のためには、国の関与を極力排除する一方で、地域間又は国と地方の間の財政調整，国が法令等で義務付けている事務事業に係る経費や一定の行政サービス水準を確保するための財源保障と地方の財政責任が適切に確保されるような新たな仕組みが確立されなければならない。

## **3 広島型分権システム**

### **(1) 具体的な合併後の基礎自治体の姿を前提とした分権改革**

現実の合併が進展する中で、合併後の基礎自治体の姿を前提に、「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」を具現化するための現実的な課題を踏まえた方策を検討しなければならない。

### **(2) 行財政改革と民間開放につながる分権改革**

事務や権限の移譲により、国や県の関与を縮小し、二重，三重の行政

を排除して、トータルとしてスリムな行政の構築を目指すだけでなく、民間でできるものは民間に委ねるといった民間開放の視点も加え、事務事業の廃止や組織の見直し等も含めた改革を行うべきである。

### **(3) 既存の制度を前提とせず、あるべき姿を目指した分権改革**

法令や国の制度等の制約があるものについても、あるべき姿を目指して、必要であれば、国への制度改正提案等も行うべきである。

一方で、制度改正を待たずに可能な事務や権限の基礎自治体への移譲については独自に取り組み、実践的な分権改革を進めるべきである。